

野田市障がい者福祉手当支給条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 8 月 2 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 2 4 号

野田市障がい者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

野田市障がい者福祉手当支給条例（昭和 4 8 年野田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、ねたきり身体障がい者」を削る。

第 2 条第 2 号を削り、同条第 3 号中「第 1 号」を「前号」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「第 1 5 条第 4 項」を「（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項」に、「別表第 5」を「別表第 5 号」に、「もの。」を「もの（6 5 歳以上の者にあつては、6 5 歳に達したときの身体障害者障害程度等級が 1 級から 4 級までであるものに限り、6 5 歳以上において 1 級から 4 級までの身体障害者障害程度等級のいずれにも該当しなくなった者を除く。）」に改め、同号ただし書を削り、同号を同条第 3 号とし、同条中第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 3 条中「障がい者」の次に「であつて、次の各号のいずれの要件にも該当するもの」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 障がい者（重度知的障がい者を除く。）が国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）第 3 0 条の 4 及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年法律第 3 4 号。次号において「改正法」という。）附則第 2 5 条の規定による障害基礎年金の支給を受けていないこと。
- (2) 障がい者が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに改正法附則第 9 7 条の規定による福祉手当の支給を受けていないこと。
- (3) 障がい者が生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護を受けている世帯に属さないこと。
- (4) 障がい者が児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設若しくは同条第 2 項に規定する指定発達支援医療機関又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設に入所していないこと。

(5) 障がい者が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条に規定する老人福祉施設のうち養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所していないこと。

(6) 障がい者が手当の支給を受けようとする月の属する年度の前年度（4月から7月までにあつては、前々年度）に次の給付（重度知的障がい者にあつては、アの給付に限る。）について、規則で定める基準支給量以上の給付を受けていないこと。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項に規定する介護給付費等

ウ 児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等

(7) 障がい者が精神疾患のため入院した日から起算して3月を経過していないこと。

第4条を削る。

第5条に次の1項を加える。

3 前項の認定を受けた者が、受給資格を失った後再び受給資格者に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、第1項と同様とする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に定める」を「別表の」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項各号の」を「前項に規定する」に改め、同項ただし書を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（現況届）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対し、期限を定めて現況届の提出を求めることができる。

2 前項の規定により現況届の提出を求められた受給資格者は、同項の期限までに現況届を提出しなければならない。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(支給の差止め等)

第12条 市長は、第9条第1項の規定により現況届の提出を求められた受給資格者が、正当な理由がなくて同項の期限までに現況届の提出をしないときは、手当の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の場合において、手当の支給を一時差し止められた受給資格者が現況届の提出をしたときは、その差し止めた手当を支給するものとする。

3 第1項の規定により手当の支給を一時差し止められた受給資格者が、現況届の提出をしないまま同項の期限の翌日から起算して1年を経過したときは、受給権を失う。この場合においては、第7条第1項又は前項の規定にかかわらず、手当は支給しない。

第9条の2を第10条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条第1項）

手当の種類	手当の種類ごとの支給の対象となる者			支給額（月額）
重度知的障がい者福祉手当	第2条第1号に該当する者			8,650円（ただし、減額支給額は、2,200円とする。）
知的障がい者福祉手当	第2条第2号に該当する者			8,000円（ただし、減額支給額は、2,000円とする。）
身体障がい者福祉手当	第2条第3号に該当する者	65歳未満の者	身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者	8,000円（ただし、減額支給額は、2,000円とする。）
			身体障害者障害程度等級が3級である者	6,000円（ただし、減額支給額は、1,400円とする。）
			身体障害者障害程度等級が4級である者	4,500円（ただし、減額支給額は、1,100円とする。）
		65歳以上の者	65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者であって現に身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当するもの	8,000円（ただし、減額支給額は、2,000円とする。）
			65歳に達したときの身体	6,000円（た

		障害者障害程度等級が1級から3級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が3級に該当するもの	だし、減額支給額は、1,400円とする。)
		65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が3級である者であって現に身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当するもの	
		65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から4級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が4級に該当するもの	4,500円（ただし、減額支給額は、1,100円とする。)
		65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が4級である者であって現に身体障害者障害程度等級が1級から3級までに該当するもの	
精神障がい者福祉手当	第2条第4号に該当する者		8,000円（ただし、減額支給額は、2,000円とする。)

備考 この表において「減額支給額」とは、一の年度において第3条第6号の規則で定める基準支給量未満の給付を受けた障がい者又は当該障がい者の保護者に対して支給する当該年度の翌年度の初日の属する年の8月分から翌年7月分までの手当の額をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の野田市障がい者福祉手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 6 年 8 月分の障がい者福祉手当（以下「手当」という。）の支給から適用し、同年 7 月分までの手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例（令和 3 年野田市条例第 12 号）附則第 6 項の規定の適用を受けて令和 6 年 7 月分の手当の支給を受けた者が、同年 8 月 1 日に新条例が施行されていたとするならばこの条例の施行の日まで継続して手当の支給の対象となる場合に限り、この条例の施行の日まで当該者の受給権は継続しているものとみなす。
- 4 令和 6 年 7 月分の手当の支給の対象となった者であって新条例別表に規定する減額支給額の支給の対象となるものについての同年 8 月から令和 8 年 7 月までの月分の手当の支給については、この条例による改正前の野田市障がい者福祉手当支給条例の規定を適用するとした場合であっても令和 6 年 7 月分から継続して手当の支給の対象となる場合に限り、新条例別表に規定する減額支給額に代えて同表に規定する支給額によるものとする。